

栃木県動物愛護管理推進計画案に対する意見募集を行った結果、20名の県民の方から計29件の御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございました。

提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

なお、類似の意見については、内容ごとにまとめさせていただきました。

| No. | 計画案        | 項目(頁数)                          | 意見内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|------------|---------------------------------|--|---|
| 1   | 1 基本的方針    | (3)ビジョンと重点施策<br>処分ゼロの扱い<br>(P2) | 行政に引き取られた動物の殺処分は獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。   | 国の基本指針では犬ねこ引取数の半減、殺処分数の減少を掲げており、本計画でも整合を図るべきと考えます。  |
| 2   | 2 施策別の取組   | (1)普及啓発<br>動物愛護の考え方<br>(P4)     | 2施策別の取組(1)普及啓発に記載されている「*動物愛護とは」は、環境省の基本指針の「第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方(動物の愛護)をアレンジしたのだと考えられるが、栃木県の計画の「*動物愛護とは」の場合、「他の生物を利用し犠牲にしなければ生きていけない存在であることを踏まえ、動物の利用又は殺処分について、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止める」とあり、これでは引き取られた動物の殺処分さえも正当化しているように考えられる。<br>基本指針の殺処分への記載は「しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。」とある事から、同じ「殺処分」とあっても意味が違ってくる。<br>同じアレンジをするならば、「愛護」という言葉から、「可愛い」「可哀想」といった感情をもって動物に接することと思われがちですが、決してそれだけではありません。<br>人の命が大切なように、動物の命もその尊厳を守るという心を持ち、そして、動物の習性を正しく理解した上で、適切に動物と接することが重要です。<br>人は、他の生物を利用し犠牲にしなければ生きていけない存在であることを踏まえ、動物の利用又は殺処分について、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止める事が必要であるが、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りであるとともに、命あるものに対して優しい眼差しを向ける必要があります。」<br>が基本指針の動物愛護に沿った愛護に近いと考えられる。 | 御指摘の部分「人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすること」はあやまりである」を追加することによって、後段の「命あるものに対して優しい眼差しを向ける」ことへの理解を深めることができると思われるので、文章の整合を図りながら次のとおり修正します(P4)。<br>「さらに、人は・・・厳粛に受け止めるとともに、一方で、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りであることを認識し、命あるものに対して優しい眼差しを向ける必要があります。」 |
| 3   | (2)適正飼養の推進 | 施策指標の見直し<br>(P8)                | 「2 施策別の取組」の「(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」の【施策指標】犬・ねこの引取数及び殺処分数に、10年後の殺処分率75%および返還譲渡率25%の数値目標を追加すべき。  | 国の基本指針では犬ねこ引取数の半減、殺処分数の減少を掲げており、本計画でも整合を図るべきと考えます。  |
| 4   |            |                                 | 行政に引き取られた動物の殺処分は獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10ヵ年計画での最終目標を0とするべき。   | 同上  |
| 5   |            |                                 | 「2 施策別の取組」の「(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」の【施策指標】犬・ねこの引取数及び殺処分数に、犬および猫の返還・譲渡率の目標を別々に設定すべき。  | 同上  |
| 6   |            |                                 | ガス室での、犬猫の殺処分の全てに反対します。   | 現状ではやむを得ない措置と考えます。  |
| 7   | (2)適正飼養の推進 | 抑留期間の延長<br>(P8)                 | 愛護センターで引き取った動物達の掲示・抑留期間は最低4週間にする事。<br>また、センターでの引き取り動物に関する記録と、路上死体動物に関する記録について、その収容場所、収容月日、動物の種類だけでなく、収容時の状況、動物の写真、動物の状態や(可能な限り)詳細な特徴をファイリングし、全国的なネットワークを作り、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供に努め、犬猫以外の動物や負傷動物も保護主が探しやすいようなシステムを構築し、それらの記録は最低一年は保存する事とする。<br>掲示の方法はインターネットに限らず、地元の「県政だより」等の地元の行政による広報誌、新聞、ラジオ局、テレビ局等とも連携を図り、収容動物の返還・譲渡を目的とした積極的な掲示方法を行うべきである。  | 引取動物の抑留期間の延長については、現在の施設の状況や財政的な問題から対応は困難と考えます。<br>その他の意見については、収容動物の返還・譲渡を促進する方策を検討する上での参考とさせていただきます。  |

| No. | 計画案        | 項目(頁数)                 | 意見内容   | 意見に対する考え方  |
|-----|------------|------------------------|--|--|
| 8   |            | 引取り時の直接指導、引取有料化の検討(P8) | 施設に持ち込む飼い主には、持ち込みに至るまでの詳細、理由と名前の記入を義務付け、殺処分映像または実際の処分現場を見せ、一週間考え直す期間を与える。<br>持ち込み又は依頼した場合は、動物病院で安楽死(譲渡時の諸検査)と同等の持ち込み料、依頼料を徴収することとし、それを収容動物のケアやその他かかる費用に当てる事とし、飼育費用代金や治療を必要とする場合も別途に徴収しその費用とする。<br>ボランティアに委託する場合はその徴収した金額で賄う事を明記する事とする。<br>一方、引き取り動物は殺処分ではなく譲渡することを目標にしていく事から、愛護センター内での感染症や寄生虫等の感染を未然に防ぐ事ために、センター内で他の動物と接触させる前に蚤、ダニ、疥癬、しらみ等の検査、血液検査、検便検査を行う事を義務付ける。<br>持ち込む飼い主等が事前にそれらの要項を済ませたという獣医師からの証明書を持参した場合はこの限りではない。 | 本計画案において、引取時の飼い主等への指導についてはマニュアル化することとしておりますので、参考とさせていただきます。<br>また、引取有料化についても検討することとしておりますので、参考とさせていただきます。              |
| 9   |            | 引取り時の直接指導(P8)          | 動物をただの物のように、保健所(動物愛護センター?)に連れてくる自分勝手な飼い主もどうかありませんでしょうか。決して安楽死ではなく、苦しんで殺処分されるということを、きちんと知らせるべきです。   | 同上   |
| 10  |            | 収容動物の健康管理(P8)          | センター等での収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。<br>・オスメスの檻を分ける。<br>・小型犬、大型犬を分ける。<br>・老犬、仔犬、仔猫、老猫を分ける。<br>・室温湿度などの調整。十分な給餌。<br>・臨床経験豊富な獣医師の常勤による健康管理。  | 施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。  |
| 11  |            | 譲渡促進策(P8)              | 「2 施策別の取組」の「(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保」の「○引取り・捕獲後の生存機会の拡大」に、「必要な条件・環境等を整備します」と曖昧に提示するのではなく、具体的な譲渡促進施策を掲げるべき。   | 譲渡促進施策については、現在検討を進めております。  |
| 12  | (2)適正飼養の推進 | 譲渡促進策(P8)              | 愛護センターでの譲渡をする場合、動物の習性や食費は無論、疾患、ワクチン等での治療費等金銭的な負担の説明を記載した譲渡マニュアルを製作し、飼養希望者は動物の飼育が適切にできる事を環境、健康面、経済面、年齢等を考慮し審査され、飼養前の講習、徹底した説明、指導を受けた後の譲渡とする事。<br>譲渡される動物は不妊手術が不可能な幼齢の場合や疾患等で獣医師等の診断によりやむおえないと判断された以外は不妊処置を行う事を義務化とする。<br>譲渡後も追跡調査を行い、不妊処置の確認と飼育環境の確認は必須事項とし、飼育に関する相談を受ける事。<br>一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。  | 既に譲渡の実施要領を定め、飼養希望者の審査、譲渡前後の講習受講、不妊去勢手術の実施を推進しております。<br>今後は、譲渡の一層の促進を図るために当該要領の改正等が考えられますので、譲渡後の追跡調査など、今後の参考とさせていただきます。 |
| 13  |            |                        | 譲渡をさらに効率化し、広く譲渡情報を流布できるように、ホームページ(以下、HPと略)の設置及び、それらのリンクを県や市町村等のHPIに貼るようになる。  | 譲渡促進のための環境整備を進める上で参考とさせていただきます。  |
| 14  |            | 殺処分方法(P8)              | 動物の殺処分方法は5年以内に、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行するべき。  | 現状では対応困難です。<br>なお、現在は国の「動物の処分方法に関する指針」に従って処置しています。   |
| 15  |            | 啓発指導(P7)               | 「2 施策別の取組・(2)適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保・今後の取組・これから動物を買うおとなたちへの啓発指導」という項目の『動物取扱業者に対する指導を計画的に、かつ、積極的に行うように働きかけを行っていただきたい。』  | 本計画案記載のとおり、動物取扱業者に対する監視指導を実施します。   |
| 16  |            | 適正飼養の取組(P8)            | 多頭飼育の定義をし、ボランティア、一般、業者などで多頭飼育している場所を各市町村で把握し、崩壊などが起きないように適切な監督、助言、規制をする。<br>また、行政より認められたボランティアは集合住宅であってもその規約に沿う数以上の保護する事を許可すること。   | 多頭飼育者に対する指導方策の参考とさせていただきます。  |

| No. | 計画案                | 項目(頁数)            | 意見内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|--------------------|-------------------|--|---|
| 18  | (3)迷惑問題防止          | 地域猫活動(P10)        | 「2 施策別の取組」の「(3)動物による危害や迷惑問題の防止」に、地域猫活動の推進を追加すべき。   | 地域猫活動については、その活動内容の整理も含めて県民の合意形成が必要であり、今後の検討課題と考えますので、「今後の取組」に次の項目を追加します(P10)。<br>・所有者のいないねこに対する取組については、他県の事例も参考にしながら検討します。                                |
| 19  |                    |                   | 飼い主のいない猫の適正管理について、ガイドラインを作成し、獣医師・関係団体渡橋力、連携していくべきと思います。  | 同上  |
| 20  |                    |                   | 飼い主のいない猫の去勢、避妊手術を行政で支援してほしいです。   | 同上  |
| 21  |                    |                   | 住宅街での飼い主のいない猫対策として、該当地域の町会及び獣医師会に、TNR活動(野良猫の不妊手術をすることでそれ以上増えなくなるので、その代限りの命はまた元の場所で見守ってもらうという考えにより行われている活動)及び地域猫活動の啓発強化とルール作りを行政が主体となって行う事。<br>特に、下記に該当する者へ行政が強く指導を行い、その後改善しなければ何らかの罰則を科せられるような条例の改善等が必要である。<br>・「地域猫」と称して中途半端な活動をする人。<br>・無責任なエサやりや不妊手術に協力しない飼い主。<br>・「地域猫活動」を拒絶し妨害する人。<br>また、行政では獣医師会等と動物ボランティアの連携を促す協力をし、不妊手術・診察を「低料金」で行う獣医師の数を確実に増やすことで、動物ボランティアの保護活動を速やかに行われるよう努めることとする。                     | 同上  |
| 22  |                    |                   | 住宅地ではなく、公園や河川敷、公共施設など行政管理の土地での飼い主のいない猫対策の取り組みの推進として、行政内関係部局と施設等の管理者、市町村、ボランティア等が協力し、飼い主のいない猫対策を行うことができるよう、検討し支援する事。<br>具体的には、動物ボランティアと連携し、現場の状況把握、動物ボランティアの活動への支援(獣医師会等へ働きかけ不妊手術の実地、餌場やトイレ設置、人手の確保、エサやりや遺棄・虐待に関する看板設置等の啓発強化)等を行うこと。  | 同上  |
| 23  |                    | 虐待防止・迷惑防止の強化(P10) | 動物の不適切飼育による迷惑行為や、飼育放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを作成し、飼育に関する継続的な指導や所有権剥奪などの取り締まりを行うよう事。特に虐待が疑われる事例が発生した場合には、専門の調査員と区市町村や動物愛護推進員が、警察と連携して、虐待の通報に基づき調査・捜査や摘発を行えるようにする。<br>虐待や動物愛護管理法違反事例、狂犬病予防法事例が発見された場合は、警察とボランティアや動物愛護団体等による連携体制をとり必要に応じて、動物の保護、及びその所有権を剥奪できることとする。<br>動物愛護管理に関する専門の調査員・調査員が所属する機関は、動物愛護先進国の手法等により創設・育成する方向で、根拠法律制定を国に、条例制定を都道府県に、それぞれ求めることとする。<br>動物に関する専門の調査員は、できるだけ、特別司法警察職員とする方向で、国に立法措置を求めていくこととする。 | 専門調査員の設置等については、国の法制化の動向を見ながら検討すべきと考えます。   |
| 24  | (4)所有明示(個体識別)措置の推進 | マイクロチップ推進の否定(P10) | 栃木県ではマイクロチップの装着を推進とあり、現時点から5年間で3.6倍、10年間で6.4倍の普及活動を活発に行うように見受けられるが、個体識別表示は現時点で鑑札があるにも関わらずマイクロチップの装着に力を入れているのは、この栃木県の計画の委員会の過半数がマイクロチップの装着により利益を得られる者であるという現状をみても不信感が募り、況して、体内に異物を動物に埋め込むというのはリスクが大きい上に埋め込み料、登録料とも決して安くはない。<br>本来の動物愛護を考えるならば、マイクロチップ推進よりも、先にフィラリアの予防、ワクチンによる感染症の予防、譲渡や不妊手術推進に力を注ぐべきである。  | 国の基本指針では所有明示(個体識別)措置の推進を掲げ、マイクロチップの普及促進に取り組んでいることから、本計画においてもマイクロチップを含めた所有明示措置の推進を掲げるべきと考えます。<br>なお、本計画の審議に係る懇談会委員において、マイクロチップ装着の利害関係者が過半数を占めるという事実はありません。 |



| No. | 計画案      | 項目(頁数)       | 意見内容   | 意見に対する考え方   |
|-----|----------|--------------|--|---|
| 25  |          | (5)動物取扱業の適正化 | 個人ブリーダーの登録(P13)<br>動物を繁殖させ売買をする場合は個人でも動物取り扱い業の登録を必要とする。<br>繁殖を行う個体の登録も義務とし、猫は1.5歳～6歳まで、犬は2歳～6歳まで、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合、虐待と看做す事とし取り扱い業を剥奪し、刑罰を与える。<br>繁殖が出来なくなった動物は家庭動物として再登録させ、適切な飼養で終生飼育する事を毎年確認する。<br>愛護センター等の行政の引き取り時には、すべて有料制にし、動物取り扱い業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定する事。 | 動物を繁殖させ売買することは動物取扱業であり、個人も含めて登録の対象となっており、指導や規制も法令に基づくものです。<br>なお、引取有料化については参考とさせていただきます。  |
| 26  |          | (6)実験動物      | 規制の強化(P14)<br>動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。これに違反したものの氏名・機関名公表と罰則規定を策定すべき。   | 国の基本指針に掲げられた施策は、実験動物の飼養保管等基準の周知です。<br>なお、基準の違反者に対する措置については、国において検討すべきと考えます。   |
| 27  |          | (8)災害時対策     | 連携強化(P15)<br>災害時、緊急に動物の避難などを行わなければいけない時は警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。<br>その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上を図り、ボランティアや動物愛護団体等との協力体制を築き強化する事。  | 災害時の行動マニュアルを策定する中で、県警との連携の必要性も検討すべきと考えます。   |
| 28  |          | (9)人材育成      | 推進員の委嘱推進(P17)<br>「2施策別の取組」の「(9)人材育成」の「○行政等との連携による動物愛護推進員の活動促進」を「平成24年までに60人」ではなく、「人材確保の方策の検討に2年もかけるのではなく、随時活動人数を増やしていき、5年後にはせめて人口比率を考慮してではあるが、少なくとも、一つ市町村に2人以上を確保することを目標とする」   | 動物愛護推進員に求める役割や資質能力も含めて検討し、人材確保の方策を短期間で確立することは困難と考えます。<br>また、地域によって人材の確保が困難な場合も考えると、本県の市町村数30を考慮した本計画の目標人数は適正と考えます。                  |
| 29  | 4 愛護館の活用 | 施設設備の活用      | シェルター施設の整備(P21)<br>本当は、愛護館などの施設の拡充よりもライフポートのような実際の支援活動に基づいた施設を作っていただきたいです。<br>災害時の避難場所についてですが、動物と共に避難できる場所はございますか？<br>宇都宮市の市政ニュースでは、たまに避難場所の地図が載っていますが動物と一緒に可能なのかその表示がありません。<br>こちらも含めて掲載していただけるようお願いいたします。  | 施設の状況から動物全てを保護することは困難ですので、動物引取りの削減や譲渡の推進に取り組んでいきたいと考えます。<br>なお、宇都宮市の地域防災計画においては、緊急避難場所に動物とともに避難することを想定しているとのことですが、御意見があったことをお伝えします。 |

なお、上記のほか、県外の多数の方々からも御意見をいただきました。  
それらの御意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。